

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

第14回会議付属資料

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）		細項目	消防防災関係	
事務事業名	消防本部・署の位置、管轄区域		専門部会名	総務部会	分科会名 消防・防災分科会
調整方針	新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。 ただし、周桑における消防署庁舎建設計画は継続して進める。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【位置】</p> <p>消防本部 西条市新田 183 番地の 1 消防署 西条市新田 183 番地の 1 救急隊分遣所 西条市飯岡 3565 番地の 9</p> <p>【管轄区域】</p> <p>西条市全域 救急隊分遣所出動範囲 （山間部、飯岡、神戸、橋校区・大町、玉津、氷見校区の一部）</p> <p>【庁舎】</p> <p>昭和 5 7 年 3 月建築 1,699.40 m² （新耐震構造） （付属棟除く）</p> <p>【通信指令施設】</p> <p>平成 1 4 年 4 月 1 日運用開始 ・発信地表示システム ・住基台帳とのネットワーク ・サイレン吹鳴制御システム連動等</p>	<p>【位置】</p> <p>消防本部 周桑郡丹原町大字願連寺 442 番地の 1 消防署 周桑郡丹原町大字願連寺 442 番地の 1 小松出張所 周桑郡小松町大字大頭甲 1086 - 10</p> <p>【管轄区域】</p> <p>東予市、丹原町及び小松町全域 小松出張所救急出動範囲 小松町全域、東予市及び丹原町の一部 小松出張所火災出動範囲 署に帰署（状況により現場出動する）</p> <p>【庁舎】</p> <p>昭和 4 7 年 1 2 月建築 848.40 m² （付属棟除く）</p> <p>【通信指令施設】</p> <p>昭和 6 3 年 4 月 1 日運用開始</p> <p>* 周桑消防本部署建設計画の現状 平成 15 年度 用地取得 平成 16 年度 造成・実施設計 平成 17 年度 合併特例債で用地買戻し及び建設</p> <p><概要> 場 所 東予市周布地区内 用地面積 約 8,700 m² 施設延べ面積 約 3,300 m²（訓練塔、付属建物含む）</p>	東予市に同じ	東予市に同じ	<p>本部の位置 （周桑消防本部に置く場合） 庁舎は手狭で現状以上の人員収容は無理である。 庁舎は新耐震基準に合致していない。</p> <p>周桑においては現在庁舎建設について計画が進行中である。</p>	<p>新市の消防本部の位置については、現在の西条市消防本部庁舎とする。署の位置、管轄区域については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>周桑における消防署庁舎建設計画は継続して進める。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）	細項目	消防防災関係		
事務事業名	消防緊急通信指令施設等	専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針	消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>1.通信指令施設等の配置、面積 配置 消防本部2階 面積 ア 通信指令室 43.50㎡ イ 通信事務室兼仮眠室 13.00㎡ ウ 機械室 19.73㎡</p> <p>2.通信指令施設の概要 導入年月 平成14年4月 装置及び機器の構成、数量 (装置及び機器名)(数量)(機種及び形式等) 指令台 指令台 1台 日本電気 NEFAST-MX 型 録音装置 1式 非常用指令設備 1式 指令制御装置 1式 電源装置 1式 署所端末装置 2式 本署1、分遣所1 表示盤 車両運用表示盤 1面 液晶ディスプレイ、70インチ 総合情報表示盤 1面 多目的表示盤 1面 液晶ディスプレイ、70インチ 幹部出退表示盤 1面 無線統制台 1式 自動出動指定装置 1式 発信地表示装置 1式 指令電送装置 1式 地図等検索装置 1式 ゼンリンベクトル地図 気象観測装置 1式 音声合成装置 1式 車両動態管理装置 1式 車載端末13台 (内4台は車外設定付) 災害状況等 自動案内装置 1式 市政だより1、 災害案 17病院案内1回線 順次指令装置 1式 最大加入100人、30グループ 4回線同時伝達 サイレン吹鳴装置 1式 アンサーバック付、親局1、 子局15、最大100局登録 監視カメラ 4台 本署3、分遣所1 自家用発動発電機 1台</p>	<p>1.通信指令施設等の配置、面積 配置 消防本部1階・3階 面積 ア 通信指令室 16㎡ イ 通信事務室兼仮眠室 24㎡ ウ 機械室 4㎡</p> <p>2.通信指令施設の概要 導入年月 昭和63年3月 装置及び機器の構成、数量 (装置及び器機名)(数量)(機種及び形式等) 指令装置 消防救急指令台 1台 NEC FD-201E 自治省 型 非常用指令装置 1基 通報者検索装置 1式 NEC PC-MA10TSZZ8(自署開発) 自動録音装置 1式 カセット式録音機2台 非常電源装置 1式 気象観測装置 1式 電話案内装置 1台 NTTサービスホンA 順次指令装置 1台 菊コム ARS-701「A」 サイレン吹鳴制御器 1台 デジタル・アンサーバック機能付</p>	東予市に同じ	東予市に同じ	<p>通信指令施設等の設置年に相違があり、周桑消防は設置後15年が経過し、西条消防は平成14年4月の導入である。 通信指令施設の統合が必要である。</p>	<p>消防緊急通信指令施設等については、合併時に現在の西条市消防本部に通信指令台を置き、通信指令体制の統合とシステムの整備を図る。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その3）			細項目	消防防災関係		
事務事業名	消防緊急通信指令施設等			専門部会名	総務部会	分科会名	消防・防災分科会
調整方針							
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容	
西条市		東予市		丹原町	小松町		
衛星系防災行政無線機 1式 河川情報端末機 1式 寒風山トクトロター盤 1式 震度計 1式 ファクシミリ 14台 通信指令室2、分遣所1 消防団蔵置所11台 えひめ救急医療ネット 端末 1式		東予市防災行政無線 1台 愛媛県防災行政無線 地上系 1式 衛星系 1式 庁舎内放送装置 1式 電子電話交換装置 1式 無停電電源装置 1式 湯浅電池(株)YUMIC-SA10 業務用FAX 2台 (救急伝送装置付属) 携帯電話 6台 (救急伝送装置付属2台含)		東予市に同じ	東予市に同じ		
回線構成 (名称) (容量) (実装) (備考) 119番受付回線(INS) 2(4ch) 119番受付回線(携帯) 14 1(2ch) 新居浜消防から転送 119番受付回線(衛星) 1 指令回線 15 2 INS局線回線 15 2(4ch) 西条局2、氷見局1 加茂1、大保木1 専用回線 10 2 警察、道路公団 無線回線 8 6 市波2、県波1、全国波3 庁内放送回線 1 1 内線回線 2 2 有無線接続回線 2 0		有線施設 (回線種別) (種別) (回線数) (備考) 指令台内蔵 119番回線 11 119受信専用FAX1台 転送119受信回線 加入 2 携帯電話通報転送 今治消防経由INS回線 指令回線 専用 5 構成団体、東予警察 小松出張所、各1 加入電話回線 加入 1 インターネット共用 内線電話回線 1 電子電話交換装置 外線回線 加入 3 内線回線 25 業務用加入電話回線 加入 1 小松出張所電話回線 衛星系加入電話回線 加入 1 愛媛県防災行政 INS回線 順次指令装置回線 加入 4 加入回線切替兼用 電話案内装置回線 加入 10 業務用FAX回線 加入 2 道路公団専用回線 専用 1 日本道路公団					
3.無線設備 (種別) (局数) (備考) 基地局 1 固定局 16 署2、消防団14 陸上移動局 90 車載 21 署11、消防団10 車携帯 4 署2、消防団2 携帯 43 署15、消防団28 トランシーバー 22 消防団22		3.無線施設 (種別) (局数) (備考) 基地局 4 小松出張所基地局・トンネル 基地局(2局)を含む 固定局 1 愛媛県消防防災行政無線 陸上移動局 車載 17 車携帯 2 携帯 21 防災移動局 1 東予市防災行政無線子局 サイレン吹鳴子局 25 遠隔広報装置つき (東予市16・丹原町5・小松町4)					

消防関係に関する法令

消防組織法

第1条 消防は、その施設及び人員を活用して、国民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減することを以って、その任務とする。

(自治体の機関)

第6条 市町村は、当該市町村の区域における消防を十分に果すべき責任を有する。

第7条 市町村の消防は、条例に従い、市町村長がこれを管理する。

第8条 市町村の消防に要する費用は、当該市町村がこれを負担しなければならない。

第9条 市町村は、その消防事務を処理するため、左に掲げる機関の全部又は一部を設けなければならない。

1. 消防本部
2. 消防署
3. 消防団

第10条 政令で定める市町村は、前条の規定にかかわらず、消防本部及び消防署を置かなければならない。

第11条 消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は、条例で定める。

2 消防本部の組織は市町村の規則で定め、消防署の組織は市町村長の承認を得て消防長が定める。

第12条 消防本部及び消防署に消防職員を置く。

2 消防職員の定員は、条例で定める。ただし、臨時又は非常勤の職については、この限りでない。

第13条 消防本部の長は、消防長とする。

2 消防長は、消防本部の事務を統括し、消防職員を指揮監督する。

第14条 消防署の長は、消防署長とする。

2 消防署長は、消防長の指揮監督を受け、消防署の事務を統括し、所属の消防職員を指揮監督する。

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料（各種事務事業(教育関係)の取扱い(その2)総括表）

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）	細項目	教育関係		
事務事業名	教育関係事業	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
項目	調整方針				
成人式	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。 調整方針説明資料（P.6参照）				
公民館管理運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。 2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。 3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。 4 開館時間については、西条市の例により調整する。 調整方針説明資料（P.7,8参照） 				
図書館管理運営	<ol style="list-style-type: none"> 1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。 2 休館日については、西条市の例により調整する。 3 開館時間については、9時30分から19時までとする。 調整方針説明資料（P.9参照） 				

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）	細項目	教育関係		
事務事業名	成人式	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会
調整方針	成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれの旧市町の例により実施する。				
事務事業の現況				課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町		
<p>【概要】 年度内に20歳を迎える市民・市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 実行委員会を開いて決定。 （成人の日の前日） 会場 西条市総合文化会館大ホール</p> <p>【開催方法】 年度当初に市報で実行委員を募集する。 平成16年成人式の実行委員の構成予定。 第1号委員6人（該当年度対象者） 第2号委員2人（前年度経験者） 第3号委員2人（次年度対象者） 委員が決まり次第、実行委員会を開催し、式典の日時・内容・記念品等を検討し決定する。</p>	<p>【概要】 年度内に20歳を迎える市民・市出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 成人の日の前日 会場 東予市中央公民館</p> <p>【開催方法】 教育委員会事務局で実施。</p>	<p>【概要】 年度内に20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 1月3日 会場 丹原町文化会館</p> <p>【開催方法】 教育委員会事務局で実施。</p>	<p>【概要】 年度内に20歳を迎える町民・町出身者を対象として、新成人を祝う式典を開催。</p> <p>【開催日及び会場】 開催日 成人の日の前日 会場 中央公民館大ホール</p> <p>【開催方法】 教育委員会事務局で実施。</p>	<p>開催日に違いがある。</p> <p>開催方法に違いがある。</p>	<p>成人式については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、開催日を統一し、開催会場及び方法についてはそれぞれ旧市町の例により実施する。</p>

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）	細項目	教育関係																																																																																																																																													
事務事業名	公民館管理運営	専門部会名	教育部会	分科会名	社会教育分科会																																																																																																																																											
調整方針	1 東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。 2 新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。 3 休館日については、毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。 4 開館時間については、西条市の例により調整する。																																																																																																																																															
事務事業の現況			課題	具体的な調整内容																																																																																																																																												
西条市	東予市	丹原町	小松町																																																																																																																																													
1 公民館の設置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr><th style="width: 50%;">名</th><th style="width: 50%;">称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>西条市中央公民館</td><td></td></tr> <tr><td>西条地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>神拝地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>大町地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>玉津地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>飯岡地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>神戸地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>橋地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>禎瑞地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>氷見地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>加茂地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>大保木地区公民館</td><td></td></tr> <tr><td>市之川地区公民館</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名	称	西条市中央公民館		西条地区公民館		神拝地区公民館		大町地区公民館		玉津地区公民館		飯岡地区公民館		神戸地区公民館		橋地区公民館		禎瑞地区公民館		氷見地区公民館		加茂地区公民館		大保木地区公民館		市之川地区公民館		1 公民館の設置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr><th style="width: 50%;">名</th><th style="width: 50%;">称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>東予市中央公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市吉井公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市周布公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市多賀公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市壬生川公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市国安公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市吉岡公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市三芳公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市庄内公民館</td><td></td></tr> <tr><td>東予市楠河公民館</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名	称	東予市中央公民館		東予市吉井公民館		東予市周布公民館		東予市多賀公民館		東予市壬生川公民館		東予市国安公民館		東予市吉岡公民館		東予市三芳公民館		東予市庄内公民館		東予市楠河公民館		1 公民館の設置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr><th style="width: 50%;">名</th><th style="width: 50%;">称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>丹原町中央公民館</td><td></td></tr> <tr><td>丹原公民館</td><td></td></tr> <tr><td>徳田公民館</td><td></td></tr> <tr><td>田野公民館</td><td></td></tr> <tr><td>中川公民館</td><td></td></tr> <tr><td>桜樹公民館</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名	称	丹原町中央公民館		丹原公民館		徳田公民館		田野公民館		中川公民館		桜樹公民館		1 公民館の設置 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr><th style="width: 50%;">名</th><th style="width: 50%;">称</th></tr> </thead> <tbody> <tr><td>小松町立中央公民館</td><td></td></tr> <tr><td>小松町立小松公民館</td><td></td></tr> <tr><td>小松町立石根公民館</td><td></td></tr> </tbody> </table>	名	称	小松町立中央公民館		小松町立小松公民館		小松町立石根公民館			東予市中央公民館を、新市の中央公民館とする。 小松町中央公民館は、新市の地区公民館とし、西条市中央公民館及び丹原町中央公民館は、廃止する。																																																																			
名	称																																																																																																																																															
西条市中央公民館																																																																																																																																																
西条地区公民館																																																																																																																																																
神拝地区公民館																																																																																																																																																
大町地区公民館																																																																																																																																																
玉津地区公民館																																																																																																																																																
飯岡地区公民館																																																																																																																																																
神戸地区公民館																																																																																																																																																
橋地区公民館																																																																																																																																																
禎瑞地区公民館																																																																																																																																																
氷見地区公民館																																																																																																																																																
加茂地区公民館																																																																																																																																																
大保木地区公民館																																																																																																																																																
市之川地区公民館																																																																																																																																																
名	称																																																																																																																																															
東予市中央公民館																																																																																																																																																
東予市吉井公民館																																																																																																																																																
東予市周布公民館																																																																																																																																																
東予市多賀公民館																																																																																																																																																
東予市壬生川公民館																																																																																																																																																
東予市国安公民館																																																																																																																																																
東予市吉岡公民館																																																																																																																																																
東予市三芳公民館																																																																																																																																																
東予市庄内公民館																																																																																																																																																
東予市楠河公民館																																																																																																																																																
名	称																																																																																																																																															
丹原町中央公民館																																																																																																																																																
丹原公民館																																																																																																																																																
徳田公民館																																																																																																																																																
田野公民館																																																																																																																																																
中川公民館																																																																																																																																																
桜樹公民館																																																																																																																																																
名	称																																																																																																																																															
小松町立中央公民館																																																																																																																																																
小松町立小松公民館																																																																																																																																																
小松町立石根公民館																																																																																																																																																
2 公民館の使用料 【西条市公民館設置及び管理条例】 (使用料) 第6条 公民館の使用の許可を受けた者が中央公民館を使用するときは、別表第二に定める使用料を前納しなければならない。ただし、国又は地方公共団体が使用する場合は、使用料を後納することができる。 2 (省略) 別表第二(第6条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 30%;">基本使用料(1時間当たり)</th> <th style="width: 50%;"></th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>展</td><td>示</td><td>700円</td><td></td></tr> <tr><td>研</td><td>修</td><td>300円</td><td></td></tr> <tr><td>視</td><td>聴</td><td>300円</td><td></td></tr> <tr><td>和</td><td>室</td><td>300円</td><td>1</td></tr> <tr><td>和</td><td>室</td><td>300円</td><td>2</td></tr> <tr><td>会</td><td>議</td><td>400円</td><td>室</td></tr> </tbody> </table>	区	分	基本使用料(1時間当たり)		展	示	700円		研	修	300円		視	聴	300円		和	室	300円	1	和	室	300円	2	会	議	400円	室	2 公民館の使用料 【東予市公民館設置及び管理条例】 (使用料) 第7条 前条の許可を受けて使用する者は、東予市使用料条例に定める使用料を納入しなければならない。 東予市使用料条例別表第1 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 10%;">使用単位</th> <th style="width: 10%;">使用料</th> <th style="width: 60%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3" style="text-align: center;">地区公民館</td> <td>会議室(大)</td> <td>1時間につき</td> <td>700円</td> <td>(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割</td> </tr> <tr> <td>"(中)</td> <td>"</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>"(小)</td> <td>"</td> <td>200円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center;">中央公民館</td> <td>多目的ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>1,500円</td> <td>(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割</td> </tr> <tr> <td>観覧席</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>会議室</td> <td>"</td> <td>400円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>研修室</td> <td>"</td> <td>300円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>学習室</td> <td>"</td> <td>300円</td> <td>(3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。</td> </tr> <tr> <td>視聴覚室</td> <td>"</td> <td>500円</td> <td>(4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。</td> </tr> </tbody> </table>	区	分	使用単位	使用料	備 考	地区公民館	会議室(大)	1時間につき	700円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割	"(中)	"	400円		"(小)	"	200円		中央公民館	多目的ホール	1時間につき	1,500円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割	観覧席	"	500円		会議室	"	400円		研修室	"	300円		学習室	"	300円	(3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。	視聴覚室	"	500円	(4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。	2 公民館の使用料 【丹原町使用料条例】 (使用料) 第2条 使用料は、別表に定める額とし、同表に掲げる行政財産を使用し、又は公の施設を利用する者から徴収する。 2 別表に掲げる行政財産又は公の施設(以下「施設」という。)以外の施設を使用し、又は利用する場合の使用料は、同表に掲げる施設の使用料の額に比準して、そのつど町長が定める。 別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2" style="width: 10%;">施設区分</th> <th colspan="2" style="width: 40%;">使 用 料</th> <th rowspan="2" style="width: 50%;"></th> </tr> <tr> <th style="width: 15%;">5時間未満</th> <th style="width: 25%;">5時間以上1日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">公民館</td> <td>大会議室</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> </tr> <tr> <td>小会議室</td> <td>1,500円</td> <td>2,000円</td> </tr> </tbody> </table>	施設区分	使 用 料			5時間未満	5時間以上1日	公民館	大会議室	3,000円	4,000円	小会議室	1,500円	2,000円	2 公民館の使用料 【小松町使用料条例】 (使用料) 第2条 使用料は、別表に掲げる財産を使用する者から同表に定める額を徴収する。 2 (省略) 別表(第2条関係) <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">区</th> <th style="width: 10%;">分</th> <th style="width: 10%;">財産の名称</th> <th style="width: 10%;">使用単位</th> <th style="width: 10%;">会場使用料</th> <th style="width: 10%;">冷暖房使用料</th> <th style="width: 50%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">公民館施設</td> <td></td> <td>大ホール</td> <td>1時間につき</td> <td>1,860円</td> <td>1,110円</td> <td>放送設備1式 1回1,000円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>相談室</td> <td>"</td> <td>180円</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>研修室</td> <td>"</td> <td>360円</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>会議室</td> <td>"</td> <td>360円</td> <td>210円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>老人いこい室</td> <td>"</td> <td>250円</td> <td>150円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>調理室</td> <td>"</td> <td>490円</td> <td>290円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室(大)</td> <td>"</td> <td>180円</td> <td>100円</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>和室(小)</td> <td>"</td> <td>120円</td> <td>70円</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	区	分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考	公民館施設		大ホール	1時間につき	1,860円	1,110円	放送設備1式 1回1,000円		相談室	"	180円	100円			研修室	"	360円	210円			会議室	"	360円	210円			老人いこい室	"	250円	150円			調理室	"	490円	290円			和室(大)	"	180円	100円			和室(小)	"	120円	70円		新市の中央公民館の使用料については、現行のとおりとし、地区公民館の使用料については、西条市の例により調整する。
区	分	基本使用料(1時間当たり)																																																																																																																																														
展	示	700円																																																																																																																																														
研	修	300円																																																																																																																																														
視	聴	300円																																																																																																																																														
和	室	300円	1																																																																																																																																													
和	室	300円	2																																																																																																																																													
会	議	400円	室																																																																																																																																													
区	分	使用単位	使用料	備 考																																																																																																																																												
地区公民館	会議室(大)	1時間につき	700円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割																																																																																																																																												
	"(中)	"	400円																																																																																																																																													
	"(小)	"	200円																																																																																																																																													
中央公民館	多目的ホール	1時間につき	1,500円	(1)土曜日(12時～22時)、日曜日及び祝祭日 2割加算 (2)入場料等を徴収する場合は、次の割合により加算。 入場料等500円未満 2割 入場料等500円以上1,000円未満 3割 入場料等1,000円以上 5割																																																																																																																																												
	観覧席	"	500円																																																																																																																																													
	会議室	"	400円																																																																																																																																													
	研修室	"	300円																																																																																																																																													
	学習室	"	300円	(3)冷暖房施設を使用する場合は、7割加算。																																																																																																																																												
	視聴覚室	"	500円	(4)舞台照明装置を使用する場合は、証明時間1時間につき1,000円加算。																																																																																																																																												
施設区分	使 用 料																																																																																																																																															
	5時間未満	5時間以上1日																																																																																																																																														
公民館	大会議室	3,000円	4,000円																																																																																																																																													
	小会議室	1,500円	2,000円																																																																																																																																													
区	分	財産の名称	使用単位	会場使用料	冷暖房使用料	備 考																																																																																																																																										
公民館施設		大ホール	1時間につき	1,860円	1,110円	放送設備1式 1回1,000円																																																																																																																																										
		相談室	"	180円	100円																																																																																																																																											
		研修室	"	360円	210円																																																																																																																																											
		会議室	"	360円	210円																																																																																																																																											
		老人いこい室	"	250円	150円																																																																																																																																											
		調理室	"	490円	290円																																																																																																																																											
		和室(大)	"	180円	100円																																																																																																																																											
		和室(小)	"	120円	70円																																																																																																																																											
備考 1 土曜日、日曜日及び国民の祝日(以下「休日」という。)に使用する場合は、基本使用料の2割を加算する。 2 冷暖房を使用する場合は、基本使用料の5割を加算する。 3 使用時間を延長し、又は繰り上げて使用するときは、1時間当たりの基本使用料(休日割増及び冷暖房割増加算後の額とする。)に3割を乗じて得た額を加算する。 4 使用料の算定において、10円未満の端数を生じたときは、切り捨てる。 5 使用時間には、準備、後片付け等に要する時間も含むものとする。 6 使用時間が1時間に満たないときは、1時間とみなす。 (地区公民館については、使用料の規定がなく、無料である。)	注 使用料に10円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。	備考 (1)使用者が入場料又はこれに類するものを徴収するとき、及び営利を目的として使用する場合は、使用料の4倍の額とする。																																																																																																																																														

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）			細項目	教育関係	
事務事業名	公民館管理運営			専門部会名	教育部会	分科会名 社会教育分科会
調整方針						
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
3 休館日 中央公民館 文化会館の休館日に合わせ休館とする。 毎週月曜日 国民の祝日の翌日 年末年始（12月29日～1月3日） 地区公民館 毎週日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 中央公民館 毎週月曜日 国民の祝日（その日が月曜日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 地区公民館 土・日曜日 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 土・日曜日（貸し館は年中） 国民の祝日 ただし、館長が必要と認めたときは、臨時休館日を定めることができる。 年末年始（12月29日～1月3日）	3 休館日 毎週月曜日 国民の祝日 ただし、教育委員会が必要と認め たときは、臨時に開館又は休館することができる。 年末年始（12月29日～1月3日）	休館日に違いがある。	毎週月曜日、国民の祝日及び年末年始を休館とする。	
4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00 地区公民館 8:30～17:00 （部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能）	4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00（土・日曜日は17:00） 地区公民館 9:00～17:00 （部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能）	4 開館時間 地区公民館 8:30～17:00 （部屋の貸出は、鍵を預け22:00まで可能）	4 開館時間 中央公民館 9:00～22:00 地区公民館 9:00～22:00 夜間（17:15以降）は、シルバーが業務委託管理。	開館時間に違いがある。	西条市の例により調整する。	

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	各種事務事業（教育関係）の取扱い（その2）			細項目	教育関係	
事務事業名	図書館管理運営			専門部会名	教育部会	分科会名 社会教育分科会
調整方針	1 図書館については、現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。 2 休館日については、西条市の例により調整する。 3 開館時間については、9時30分から19時までとする。					
事務事業の現況					課題	具体的な調整内容
西条市	東予市	丹原町	小松町			
1 図書館の設置 西条市立図書館 蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 150,627冊（うち新聞9種、雑誌26種） 貸出冊数（13年度実績） 165,330冊 移動図書館車貸出分を含む。 移動図書サービス 平成5年10月から移動図書館車の巡回を実施。 ステーション33か所を月2回ずつ巡回。 巡回日 火・水・土・日曜日 整理日 木曜日 定休日 月・金曜日 車載冊数 2,500冊 利用状況（13年度実績）3,591人、16,316冊	1 図書館の設置 東予市立図書館（郷土館併設） 蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 73,549冊（うち新聞8種、雑誌56種） 貸出冊数（13年度実績） 109,181冊 移動図書サービス 該当なし	1 図書館の設置 該当なし	1 図書館の設置 小松町立温芳図書館 蔵書（「四国の公共図書館」2002.4.1掲載数） 34,972冊（うち新聞6種、雑誌21種） 貸出冊数（13年度実績） 16,011冊 移動図書サービス 該当なし	移動図書サービスは、西条市だけが実施しているサービスである。	現行のまま新市に引き継ぐ。ただし、移動図書サービスについては、新市移行後速やかに西条市の例を基本に調整する。	
2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日と翌々日） 国民の祝日の翌日（土・日曜日の場合は翌日） 年末年始（12月29日～1月3日） 館内整理日（毎月末日・月曜日の場合は前日） 特別整理期間（3月に1週間）	2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日も） 国民の祝日 年末年始（12月29日～1月3日） 館内整理日 （毎月末日、末日が休館日の場合はその前日） 年度末休館（3月）	2 休館日 該当なし	2 休館日 毎週月曜日 （その日が国民の祝日の場合は翌日も） 国民の祝日 年末年始（12月28日～1月3日） 月末整理日（月曜日の場合は前日）	休館日に違いがある。	休館日については、西条市の例により調整する。	
3 開館時間 10:00～19:00 （ただし、7/1から8/30の間は、9:30～19:00）	3 開館時間 火～金曜日 9:30～19:00 土・日曜日 9:30～17:00	3 開館時間 該当なし	3 開館時間 9:30～17:30	サービスが低下しないよう統一する必要がある。	9時30分から19時までとする。	

先例地の事例

〔いなべ市〕

町立学校等の通学区域

4町の町立学校等の通学区域は現行のとおりとする。

学校教育事業

- 1 学校給食については、当面現行のとおりとし、統一に向けて調整する。
- 2 遠距離通学費補助については、現行のとおりとする。
- 3 奨学金支給事業については、北勢町の制度に統一する。

社会教育事業

- 1 主な行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。また、スポーツ大会については、体育協会、体育指導委員、スポーツ少年団等において調整し、決定する。
- 2 その他社会教育事業(各種講座等)は、当面現行を基本とするが、新市においてそのあり方を検討する。
- 3 町指定文化財等は、新市に引き継ぐものとする。
- 4 社会教育施設については、すべて新市に引き継ぐものとする。
また、使用料については、当面現行のとおりとし、新市において調整するものとする。

〔さぬき市〕

小中学校・幼稚園の通学区域等の取扱い

当面現行のとおりとする。ただし、新市において通学区域の検討を行う。

学校教育の取扱い

(1) 幼稚園

授業料及び入園料は、現行のとおりとする。

保育時間は、新市において統一して実施する。

給食は、現行のとおりとする。

入園資格、定員及び学級数は、当面現行のとおりとする。ただし、新市において検討を行う。

授業料等減免及び私立幼稚園就園奨励費補助金については、国の基準により設定する。

(2) 各種委員会等

心身障害児就学指導委員会及び遠距離通学者等対策委員会は、新市において新たに設置する。

(3) その他事業

奨学金制度については、水準の高い町の例により実施する。なお、奨学金の額は、次のとおりとする。

〔高等学校生徒、高等専門学校学生〕

15,000円/月、貸付期間5年以内

〔大学学生、専修学校生徒〕

37,000円/月、貸付期間4年以内

学校給食の取扱い

(1) 施設等

当面現行のとおりとする。ただし、新市において施設、給食費等の検討を行う。

(2) 運営委員会

新市において、新たに設置する。

社会教育の取扱い

(1) 主要行事については、各町の現状を踏まえつつ実施方法等の調整を図る。

(2) 各種行事関係、生涯学習講座等は、基本的に現行のとおりとするが、新市において調整を図る。

(3) 指定文化財等は、新市に引き継ぐこととする。

(4) 各事業等は、新市においても継続して実施する。

同和教育の取扱い

人権教育推進市町事業等は、新市においても引き続き実施し、事業内容の充実を図る。

〔東かがわ市〕

学校教育関係の取扱い

(1) 奨学金については、白鳥町の例により育英資金貸付基金を設置する。貸付条件等については、現行の制度をもとに、合併時に統一する。

(2) 給食費については、単価を統一する。

給食センターについては、各町とも老朽化が著しいため施設の近代化、衛生面の向上及び合理化を図ることを目的として統合する。

(3) スクールバスの運行については、現状の区域内で新市に引き継ぐ。

(4) 就学時健康診断、通学児童生徒の健康管理については、現行のとおりとし、小児成人病検査については、白鳥町の例により実施する。

(5) 平日の保育は、午後2時30分までとする。幼稚園の3歳児保育については、白鳥町の例により調整し、合併時に統一する。

(6) 預かり保育については、保育に欠ける幼稚園児について、当分の間幼稚園において長期休業中も含め、午後6時まで実施し、預かり保育に係る保育料は、月額5,000円程度とし、新市において調整する。

(7) 小学校低学年の放課後児童対策については、既存の公立児童館及び各小学校の空教室において対応できるよう、新市において調整する。保育時間は、引田町の例による。まつばら児童館においては、学童保育を実施する。

社会教育関係の取扱い

(1) 教育委員会講座、主催行事等については、現行のとおりとし、随時調整する。

(2) 町指定文化財については、新市に引き継ぎ、補助制度については、新市において調整する。

合併協議項目 協議状況一覧表

協議項目		提案年月日	確認年月日	確認結果
1	合併の方式	H14.10.7	H14.10.7	西条市、東予市、周桑郡丹原町及び同郡小松町を廃止し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。
2	合併の期日	H14.10.7	H14.10.7	合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。
3	新市の名称	H14.10.7	H15.9.26	新市の名称は、西条市とする。
4	新市の事務所の位置	H14.10.7	H15.10.24	新市の事務所の位置は、新庁舎建設までの間、現在の西条市役所とする。 新市の事務所の事務の方式は、当分の間、総合支所方式とする。 新庁舎の建設は新市建設計画に明記し、合併特例債の適用を受けることの出来る10年以内に建設する。 新庁舎の建設場所は、合併前の西条市内とする。ただし、4市町からの交通事情や住民の利便性を考慮し、現在の西条市役所より西の地域で、主要幹線沿線に適地を求めて建設する。
5	財産の取扱い	H15.3.28	H15.5.23	2市2町の所有する財産及び債務は、すべて新市に引き継ぐものとする。 財産区有財産は、財産区有財産としてすべて新市に引き継ぐものとする。
6	議会議員の定数及び任期の取扱い	H15.8.14	H15.10.24	議会議員については、市町村の合併の特例に関する法律第7条第1項の規定を適用し、平成18年5月31日まで新市の議会議員として引き続き在任する。 地方自治法第91条第2項の規定による新市の議会議員の定数は、34人とする。 新市においては、合併後最初の選挙に限り、公職選挙法第15条第6項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。 西条市の区域17人、東予市の区域10人、丹原町の区域4人、小松町の区域3人
7	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い	H15.8.14	H15.9.26	1 新市に西条市の区域を区域とする農業委員会と東予市、丹原町及び小松町の区域を区域とする農業委員会の2つの農業委員会を置く。その期間は、平成17年7月19日までとし、その後は1つに統合する。 2 2市2町の農業委員会の選挙による委員は、市町村の合併の特例に関する法律第8条の規定を適用し、平成17年7月19日まで新市の住所地を管轄する農業委員会の選挙による委員として引き続き在任する。 3 農業委員会等に関する法律第7条の規定による新市の農業委員会の選挙による委員の定数は、40人とする。 4 新市においては、農業委員会の統合後、農業委員会等に関する法律第10条の2第2項に規定する選挙区を合併前の関係市町の区域ごとに設けることとし、各選挙区及びその定数は次のとおりとする。なお、各区域の選挙区区域ごとの定数は、合併時まで調整する。 (1) 西条市の区域 定数12人で4選挙区制とする。 (2) 東予市の区域 定数14人で3選挙区制とする。 (3) 丹原町の区域 定数9人で3選挙区制とする。 (4) 小松町の区域 定数5人で1選挙区制とする。
8	地方税の取扱い(その1)	H15.1.31	H15.8.14	2市2町で差異のある税制については、次のとおり取扱うものとする。 1 個人市民税の均等割の税率については、地方税法第310条の規定により、2,500円とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 個人市民税の普通徴収に係る納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 法人市民税の法人税割の税率については、西条市、東予市の例(制限税率 14.7%)による。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 4 固定資産税の納期については、西条市の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 5 軽自動車税の納期については、東予市の例により調整する。
	地方税の取扱い(その2)	H15.3.28	H15.8.14	1 入湯税については、東予市、小松町の例による。 2 前納報奨金に係る報奨金の算定基準については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納税貯蓄組合は、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。納税貯蓄組合長大会は、西条市の例により調整する。
9	一般職の職員の身分の取扱い	H15.7.25	H15.8.14	西条市、東予市、丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。 職員数については、合併後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。 職名については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。 職階については、合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、統一を図る。 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。
10	地域審議会の取扱い	H15.2.28	H15.5.23	市町村の合併の特例に関する法律第5条の4の規定に基づく地域審議会を、合併前の西条市、東予市、丹原町及び小松町の各区域ごとに設置する。 設置に当たっては、地域審議会の設置に関する事項のとおりとする。
11	特別職の職員の身分の取扱い	H15.8.14	H15.10.24	特別職の職員については、その設置、人数、任期、報酬等について、法令の定めるところに従い、次のとおり調整する。 1 市長、助役、収入役及び教育長の設置等については、法令の定めるところによる。給料の額は、西条市の例をもとに調整する。 2 議会議員及び農業委員会委員の報酬の額については、西条市の例をもとに調整する。 3 教育委員会委員、選挙管理委員会委員、公平委員会委員、監査委員及び固定資産評価審査委員会委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬の額は、西条市の例をもとに調整する。 4 その他の条例等で定める特別職の職員については、新市において引き続き設置する必要のあるものは、原則として統合する。なお、設置に当たっては、より効果的、効率的な体制を検討するものとする。委員数、任期、報酬の額等は現行の制度をもとに調整する。
12	条例・規則等の取扱い	H14.12.27	H15.1.31	条例・規則等の取扱いについては、合併協議会で協議、確認された各種事務事業等の調整内容に基づき、次の区分により、調整するものとする。 1 合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行させる必要があるもの 2 合併後、逐次制定し、施行させることとするもの 3 従来旧市町で施行されていた条例等を、引き続き暫定的に施行させる必要があるもの 4 失効するもの
13	組織及び機構の取扱い	H15.10.24	H15.11.14	新市の組織機構については、2市2町の現有の庁舎を有効かつ合理的に活用することを前提に、次の「新市における組織機構の整備方針」に基づき整備するものとする。 ただし、新市においては、常にその組織機構を見直し、効率化に努め、規模等の適正化を図るものとする。 「新市における組織機構の整備方針」 基本方針 次の事項を基本方針として、新市の組織機構の整備を図る。

				<p>(1) 市民サービスの低下をきたさないよう配慮した組織機構</p> <p>(2) 市民の声を適正に反映することができ、市民が利用しやすい組織機構</p> <p>(3) 簡素で効率的な組織機構</p> <p>(4) 新市建設計画を円滑に遂行できる組織機構</p> <p>(5) 指揮命令系統がわかりやすく、責任の所在が明確な組織機構</p> <p>(6) 地方分権や新たな行政課題に柔軟かつ速やかに対応できる組織機構</p> <p>個別整備方針</p> <p>(1) 新市の事務の方式は、将来、本庁方式とするが、当分の間は、合併による住民生活への急激な影響を考慮し、また業務の円滑な執行を確保する観点から総合支所方式とし、現在の西条市役所を本庁とし、東予市役所、丹原町役場及び小松町役場は、それぞれ総合支所として設置する。</p> <p>(2) 合併時における本庁は、市全体に係る政策・施策の企画立案、総合的な調整・管理事務及び総合支所が所管する区域以外の市域に関する事務を所掌する。総合支所は、それぞれ合併前の市町の区域を所管区域とし、本庁において処理する事務を除き、地域振興の拠点として主に住民サービスに関する事務を所掌する。</p> <p>(3) 大保木支所及び三芳支所は出張所とし、桜樹出張所、石根出張所及び2市2町が現有する出先機関は、現行のまま存続することを基本とする。</p> <p>(4) 2市2町に設置されている行政委員会等の組織機構については、業務の特殊性や地域性なども考慮しながら原則として整備統合を図る。</p>
14	一部事務組合等の取扱い(その1)	H15. 3.28	H15. 5.23	<p>道前福祉衛生事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>周桑事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>東予市・丹原町公共下水道事務組合については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>東予市土地開発公社及び周桑土地開発公社については、所有する財産を西条市土地開発公社に譲渡し、合併の日の前日までに解散するものとする。西条市土地開発公社については、新市の(新市名)土地開発公社として存続するものとする。</p> <p>株式会社 西条産業情報支援センターの出資金については、新市に引継ぎ、管理運営は現行のとおりとする。</p>
	一部事務組合等の取扱い(その2)	H15. 5.23	H15. 6.27	<p>新居浜・西条地区広域市町村圏事務組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>周桑病院企業団については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産及び職員については、すべて新市に引き継ぎ、市立病院として存続するものとする。</p> <p>西条市小松町共立大保木診療所協議会については、合併の日の前日をもって解散し、その事務、財産については、すべて新市に引き継ぐものとする。</p> <p>東予市周桑郡丹原町入会山組合については、合併の日の前日に解散し任意組合に移行する。任意組合の事務については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。</p> <p>愛媛県町村議会議員公務災害補償組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>愛媛県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって脱退するものとする。</p> <p>愛媛県消防団員等災害補償退職報償金組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。</p> <p>愛媛県市町村交通災害共済組合については、合併の日の前日をもって脱退し、新市において合併の日に参加するものとする。</p>
15	使用料・手数料等の取扱い(その1)	H15. 2.28	H15. 3.28	<p>手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。</p>
	使用料・手数料等の取扱い(その2)	H15. 3.28	H15. 5.23	<p>施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。</p> <p>手数料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、合併時に統一する。ただし、一般廃棄物最終処分場処分手数料については、管理型は東予市の例により、安定型は西条市の例により調整する。</p>
	使用料・手数料等の取扱い(その3)	H15. 5.23	H15. 6.27	<p>施設の使用料については、原則として現行のとおりとする。ただし、同一又は類似する施設の使用料については、住民の「一体性の確保の原則」及び「負担公平の原則」を基本として、住民負担に配慮し、可能な限り統一に努めるものとする。</p>
16	公共的団体等の取扱い	H15. 5.23	H15. 6.27	<p>公共的団体等の取扱いについては、新市の一体性の速やかな確立を図るため、それぞれの団体の実情を尊重しつつ、統合整備に努めるものとする。</p>
17	補助金・交付金等の取扱い(その1)	H15. 5.23	H15. 6.27	<p>補助金・交付金等(団体運営補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体の理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
	補助金・交付金等の取扱い(その2)	H15. 9.26	H15.10.24	<p>補助金・交付金等(事業補助)については、従来からの経緯、実情等に配慮し、その公益性の観点から検討し、次のように調整するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2市2町で同一又は同種の補助金等については、関係団体などの理解と協力を得て、統一の方向で調整する。 2市2町の中で、独自の補助金等については、市域全体の均衡を保つよう調整する。 整理統合できる補助金等については、統合又は廃止の方向で調整する。
18	町名・字名の取扱い	H15. 9.26	H15.10.24	<p>西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。</p> <p>丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。</p> <p>小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、現在字名を継承する。</p>
19	慣行の取扱い	H14.12.27	H15. 1.31	<ol style="list-style-type: none"> 市章については、合併後新たに定める。 市民憲章については、合併後新たに定める。 市の木、花については、合併後新たに定める。市の鳥、色については、合併後必要に応じて定める。 市の歌については、合併後必要に応じて定める。従前の音頭等については、地域の愛唱歌として伝承していく。 都市宣言等については、合併後調整する。
20	行政連絡機構等の取扱い	H15. 6.27	H15. 7.25	<p>自治会(区)の行政連絡機構のあり方及び自治会長(区長等)報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会(区)の意向をふまえ随時調整する。</p> <p>広報配付システム等に関することについては、次のとおり調整する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 市から配付者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配付者から住民への配付方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 配付報償費等については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。

2 1	協議項目	提案年月日	確認年月日	確認結果
	<p>各種事務事業の取扱い</p> <p>(1)国民健康保険事業関係</p>	<p>H15. 8. 14</p>	<p>H15. 9. 26</p>	<p>国民健康保険税</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 税率（医療・介護）については、合併する年度の翌年度に統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、急激な負担増を緩和するため、財政支援措置を講ずることとし、その額については、保険給付費等の状況を勘案しながら調整する。なお、期間は、平成17年度から3年間を目安とする。 2 軽減措置については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 納期については、東予市、丹原町の例を基本とし、調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 <p>保健・医療費助成事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 短期人間ドック・脳ドックの対象者、助成割合については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 短期人間ドックの対象者については、西条市の例により調整する。 (2) 脳ドックの対象者については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 (3) 短期人間ドックと脳ドックの重複受診の可否については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 (4) 短期人間ドック・脳ドック助成割合については、西条市、東予市及び丹原町の例により調整する。 2 はり・きゅう助成事業については、東予市の例により調整する。 <p>保健貸付事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 高額療養費貸付事業については、西条市の例により調整する。 2 出産費貸付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。 <p>出産、葬祭に関する任意給付事業</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 出産育児一時金給付事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 2 葬祭費給付事業については、東予市、丹原町及び小松町の例により調整する。
	<p>(2)介護保険事業関係</p>	<p>H15. 8. 14</p>	<p>H15. 9. 26</p>	<p>介護保険事業計画</p> <p>介護保険事業計画については、新市移行後速やかに統一した事業計画を策定する。</p> <p>介護保険運営協議会</p> <p>介護保険運営協議会については、西条市の例により調整する。ただし、委員定数、任期等については、合併時に調整する。</p> <p>介護認定調査、介護認定審査会</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護認定調査については、公平公正な調査が行われるよう合併時に調整する。 2 介護認定審査会については、公平公正な審査が行われるよう合併時に調整する。 <p>保険給付</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 介護給付及び予防給付については、現行のとおりとする。 2 市町村特別給付については、サービスの低下にならないよう高齢者福祉事業で対応する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。 <p>介護保険料の賦課徴収</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保険料については、介護保険事業計画に基づき、適正な保険料を算定し、統一する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 2 賦課期日・納期については、国民健康保険税の納期を考慮し、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 <p>低所得者対策（介護保険料軽減措置）</p> <p>低所得者対策（介護保険料軽減措置）については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p>

(3)福祉関係	H15 . 8 . 14	H15 . 9 . 26	<p>1 高齢者福祉</p> <p>(1) 高齢者保健福祉計画については、新市移行後速やかに統一した計画を策定する。</p> <p>(2) 生きがい活動支援通所事業については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(3) 介護用品支給事業の実施方法については、西条市、小松町の例により調整する。事業内容については、小松町の例により調整する。利用対象者については、在宅の要介護1～5に認定された介護保険の被保険者又は6か月以上の寝たきり者等であって、おむつ等を必要とする者とする。利用者負担については、西条市、丹原町及び小松町の例により調整する。</p> <p>ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(4) 高齢者タクシー料金助成事業については、西条市の例により調整する。</p> <p>(5) 激励介護事業については、西条市の例により調整する。</p> <p>(6) 長寿者等褒章事業については、西条市の例により調整する。金婚夫婦表彰については、敬老会で実施するものとして調整する。</p> <p>ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(7) 敬老祝金支給事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(8) 敬老会の実施方法については、西条市の例により調整する。対象者については、西条市、東予市の例により調整する。実施時期については、敬老月間中に開催することとして調整する。88歳以上の記念品については、西条市の例により、金婚記念品については、東予市の例により調整する。</p> <p>ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>2 障害者福祉</p> <p>(1) 障害者等に対する公共施設使用料の減免については、西条市の例により調整する。</p> <p>(2) 在宅寝たきり等心身障害者(児)介護手当は、西条市の例により調整する。</p> <p>(3) 重度障害者(児)タクシー利用助成事業については、東予市の例により調整する。</p> <p>(4) 障害者紙おむつ支給事業については、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(5) 在宅心身障害者見舞金支給事業については、廃止の方向で検討する。</p> <p>(6) 重度心身障害者医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。</p> <p>3 児童福祉</p> <p>(1) 放課後児童クラブ運営事業の対象児童については、西条市の例により、実施時間については、東予市の例により、費用負担については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>指導員の配置基準については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 保育所の保育料については、国の徴収基準を基に、東予市の例を基本として調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(3) 一時保育促進事業の公立保育所実施分については、現行のとおりとする。私立保育園実施分については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(4) 延長保育促進事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(5) 乳幼児医療費助成事業については、東予市の例により実施し、随時調整する。</p> <p>4 母子福祉</p> <p>(1) 母子家庭及び父子家庭小口資金貸付事業については、丹原町の例を基本に調整する。保証人については、西条市の例により調整する。</p> <p>ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(2) 母子家庭等児童入学支援金支給事業については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。</p> <p>5 その他福祉</p> <p>(1) 婦人相談・保護に関することについては、西条市の例により調整する。</p> <p>(2) 災害見舞金支給事業(単独事業)については、西条市の例により調整する。</p> <p>(3) 戦没者追悼式等(慰霊祭)については、西条市の例にならい合同慰霊祭として実施することとし、実施日、場所等については、新市移行後速やかに調整する。</p>
---------	--------------	--------------	--

(4)保健関係	H15. 8.14	H15. 9.26	<p>1 健康教育（母子保健）</p> <p>(1) 母親・両親学級の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 離乳食講習会については、4か月児健診に併せて実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>2 健康診査（母子保健）</p> <p>(1) 妊婦一般健康診査については、現行のとおりとする。</p> <p>(2) 乳児一般健康診査の受診票の交付時期については、新市移行後速やかに調整する。対象については、前期(5～6か月)、後期(9～10か月)とする。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(3) 乳児健康診査の対象については、西条市、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(4) 1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査の対象については、西条市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。健診内容、回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>3 健康相談（母子保健）</p> <p>乳幼児健康相談については、対象月数を決めず、乳幼児健康相談として、各保健センターで毎月1回実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。内容については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>4 健康教育（成人保健）</p> <p>(1) 集団健康教育については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 個別健康教育については、高血圧、高脂血症、糖尿病を統一して実施する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>5 健康診査（成人保健）</p> <p>健康診査については、健康診査の種類、対象年齢を統一して実施する。徴収金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>6 健康相談（成人保健）</p> <p>(1) 総合健康相談、重点健康相談については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>(2) 介護家族健康相談については、新市移行後速やかに、総合健康相談を活用するよう調整する。</p> <p>7 予防接種</p> <p>予防接種については、西条市の例により調整する。</p> <p>8 保健センターの管理運営</p> <p>現行のまま4保健センターを新市に引き継ぎ、合併時に調整する。</p> <p>9 中川診療所</p> <p>中川診療所については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
(5)環境衛生関係	H15. 5.23	H15. 6.27	<p>一般家庭用ごみ袋配付</p> <p>1 一般家庭用指定ごみ袋等の無償配付基準については、次の内容で調整する。ただし、合併する年度は旧市町の例による。なお、新市移行後の転入世帯等への指定ごみ袋等の無償配付については、合併時に配付基準を統一する。</p> <p>(1) 可燃ごみ袋は、1世帯大110枚とする。ただし、5人以上の世帯は、希望により30枚追加して配付する。</p> <p>(2) 不燃ごみ袋は、1世帯大20枚とする。</p> <p>(3) 粗大ごみ処理券は、1世帯10枚とする。</p> <p>2 指定ごみ袋等の配付手数料等の取扱いは、新市移行後速やかに東予市及び丹原町の例により調整する。</p> <p>ごみの収集</p> <p>ごみの収集については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。ただし、不燃ごみ及び粗大ごみの収集回数については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>環境美化事業</p> <p>一斉清掃等の方法・日程については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>最終処分場</p> <p>1 最終処分場の管理運営については、管理型・安定型ごとに合併時に調整する。</p> <p>2 各最終処分場の搬入範囲は、合併時に新市に拡大する。</p> <p>3 最終処分場は、新市移行後、一般廃棄物処理基本計画を策定し、道前クリーンセンター等の焼却灰の処理を含め、最終処分場の整備を検討する。</p>
(6)消防防災関係（その1）	H15. 7.25	H15. 8.14	<p>1 防災会議及び地域防災計画</p> <p>防災会議については、合併時に新たに設置する。</p> <p>地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。</p> <p>2 水防協議会及び水防計画</p> <p>水防協議会については、合併時に新たに設置する。</p> <p>水防計画については、新市移行後速やかに作成する。</p> <p>3 防災行政無線</p> <p>県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。</p>
消防防災関係（その2）	H15. 8.14	H15. 9.26	<p>消防団の組織については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団の代表者と協議しながら、合併時に統合する。</p> <p>西条市、東予市、丹原町及び小松町の消防団員は、すべて新市の消防団員として引き継ぐ。</p> <p>団長及び副団長の選任については、合併時に調整する。</p> <p>団員定数については、現行のまま新市に引き継ぎ、新市移行後計画的に調整する。</p>
消防防災関係（その3）	H15. 11.14		
(7)人権・同和対策関係	H15. 7.25	H15. 8.14	<p>人権・同和対策（教育）事業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。</p>

(8)農林水産関係	H15 . 9 . 26	H15 . 10 . 24	<p>1 農業関係 (1) 農業振興地域整備計画については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、新市において作成する。 (2) 農業経営基盤強化基本構想、地域農業マスタープラン、酪農肉用牛生産近代化計画については、新市移行後速やかに作成する。 (3) 水田農業経営確立対策事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (4) 水田農業推進協議会については、新市移行後速やかに統合する。 (5) 農地流動化関係事業の制度については、現行のまま新市に引き継ぎ、農地流動化推進員の構成、任期等については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 市民農園の貸付料については、現行のまま新市に引き継ぎ、運営方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (7) 地産地消事業については、新市移行後速やかに関係機関と協議のうえ調整する。 (8) 田野中川畑地かん水事業については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 林業関係 (1) 市町村森林整備計画については、新市移行後速やかに作成する。</p> <p>3 水産業関係 (1) 漁港整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 漁業経営構造改善事業（築いそ）については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>4 農林土木関係 (1) 県営土地改良事業負担金については、新市移行後速やかに調整する。ただし、現在実施中並びに推進中の地区については、現行のとおりとする。 (2) 現在実施中の中山間地域総合整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 現在実施中の新山村振興等農林漁業特別対策事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (4) 土地改良事業原材料交付業務については、新市移行後速やかに調整する。 (5) 農地・農業用施設災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (6) 現在実施中の国補林道事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (7) 林道災害復旧事業については、新市移行後速やかに調整する。 (8) 丹原町単独林道整備事業については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
(9)商工観光関係	H15 . 9 . 26	H15 . 10 . 24	<p>1 商工労政 (1) 企業誘致に関する助成については、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。 (2) 中小企業振興資金融資制度については、合併時に調整する。 (3) 中小企業火災特別資金融資制度については、西条市の例を基本に調整する。 (4) 中小企業退職金共済制度加入促進助成制度については、東予市の例を基本に調整する。 (5) 勤労者住宅建設資金融資制度については、合併時に調整する。 (6) 勤労者教育資金融資制度については、西条市及び東予市の例を基本に調整する。 (7) 商店街振興施策については、新市移行後速やかに調整する。 商店街コミュニティ施設建設用地の駐車場としての利用については、当分の間現行どおりとする。 登道第一駐車場については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (8) ひうち会館、東予市産業学習館及び小松町まちづくり開発センターについては、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>2 観光 (1) 観光イベント助成事業等については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (2) 観光PR事業については、新市移行後速やかに調整する。 (3) 温泉施設の維持管理については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>
(10)都市計画関係	H15 . 9 . 26	H15 . 10 . 24	<p>新市都市計画（マスタープラン）については、新市移行後、新たに策定する。 都市計画審議会については、東予市の例を基本に調整する。 国土利用計画（市町村計画）については、新市移行後、新たに策定する。</p>
(11)建設事業関係	H15 . 9 . 26	H15 . 10 . 24	<p>道路の管理等 1 市道の整備計画については、西条市、東予市、丹原町及び小松町の計画を基本に策定する。 2 道路認定基準については、西条市、東予市の例を基本に調整する。 3 開発道路・指定道路引取りに関する基準については、西条市の例を基本に調整する。 4 道路維持管理事業については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>公共用地取得事務 公共用地取得事務については、東予市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>公共施設（道路・公園・河川等）里親制度 公共施設（道路・公園・河川等）里親制度については、東予市の例により調整する。</p> <p>愛媛県がけ崩れ防災対策事業 愛媛県がけ崩れ防災対策事業の地元負担については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>港湾施設の管理 港湾施設の管理については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p>

(12)上・下水道事業関係	H15. 6. 27	H15. 7. 25	<p>1 水道事業</p> <p>(1) 水道事業(経営変更認可)については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(2) 水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(3) 加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については、20,000円とする。</p> <p>(4) 手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。</p> <p>(5) 西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については、現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。</p> <p>2 下水道事業</p> <p>(1) 公共下水道整備事業(全体計画)については、新市移行後早い時期に、小松町を含めた全体計画の見直しを行う。</p> <p>(2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>(3) 受益者負担金等について</p> <p>単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>前納報奨金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(5) 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>(6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。</p>
(13)教育関係(その1)	H15. 8. 14	H15. 9. 26	<p>市立小中学校の通学区域</p> <p>市立小中学校の通学区域については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>奨学金貸付事業</p> <p>奨学金貸付事業については、西条市の例を基本として、新たな制度を創設する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。</p> <p>なお、合併する年度までに貸付を決定したものについては、引き続き西条市の例による。</p> <p>国際理解教育事業(海外派遣事業)</p> <p>国際理解教育事業(海外派遣事業)については、新市移行後も事業を継続し実施する。ただし、事業内容等については、新市移行後速やかに調整する。</p> <p>学校給食の実施</p> <p>1 調理方式については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 給食費については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 光熱水費の負担方法については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>4 保存食代の負担方法については、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>幼稚園管理運営</p> <p>1 定数、学級数については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>2 入園料は、小松町の例により調整し、授業料は、国立幼稚園の例に準じ調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>3 保育時間については、東予市、小松町の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>4 給食については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。</p> <p>5 通園区域については、原則として新市の全域とする。</p> <p>6 通園スクールバスについては、当分の間、現行の区域内で新市に引き継ぐ。</p> <p>就園援助</p> <p>就園援助については、新市移行後速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>市指定文化財</p> <p>市指定文化財については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p> <p>文化祭</p> <p>文化祭については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、関係団体と協議しながら随時調整する。</p> <p>各種スポーツ大会</p> <p>各市町で行っている各種スポーツ大会は、原則として現行のとおりとする。ただし、統一できるもの、全体で実施した方が効果的なものについては、新市移行後速やかに調整する。</p>
教育関係(その2)	H15. 11. 14		
(14)電算システム関係	H15. 3. 28	H15. 5. 23	<p>電算システム関係については、次の基本的な考え方により、市民サービスの低下を招かないよう統合する。</p> <p>1 合併時に電算システムを統一する。</p> <p>2 合併前に情報通信基盤(ネットワーク)の整備を図る。</p>
(15)情報公開関係	H15. 6. 27	H15. 7. 25	<p>情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。</p> <p>個人情報保護については、東予市の例を基本に、新たに制度を創設する。</p> <p>市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。</p>

	(16)広報広聴関係	H15 . 5 . 23	H15 . 6 . 27	<ul style="list-style-type: none"> 1 広報紙の発行については、現行のとおり的手法で新市において発行する。 2 広報ビデオについては、西条市の例により新市移行後速やかに調整する。 3 市民カレンダーについては、広報紙面内への移行の検討を含め、新市移行後速やかに調整する。 4 ホームページについては、合併時に新市のホームページを作成する。 5 市勢要覧については、新市において作成する。 6 広聴事業については、合併時に調整する。 7 まちづくり住民講座「出前講座」については、丹原町の例を参考に、新市移行後速やかに調整する。 8 CATVについては、現行のまま新市に引き継ぐ。
	(17)その他の事務事業	H15 . 10 . 24	H15 . 11 . 14	<ul style="list-style-type: none"> 1 企画 <ul style="list-style-type: none"> (1) 総合計画については、新市移行後新たに策定する。 (2) 国際交流員招致事業と友好都市交流事業については、西条市の例により調整する。 (3) 行政改革大綱については、新市移行後新たに策定する。 (4) 男女共同参画における事業推進の基礎となる計画の策定と女性団体の連絡協議会の設置については、新市移行後速やかに調整する。 2 総務 <ul style="list-style-type: none"> (1) 名誉市民制度については、新市移行後速やかに調整する。 名誉市町民の称号受章者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (2) 功労賞制度については、新市移行後速やかに調整する。 功労賞受賞者については、現行のまま新市に引き継ぐ。 (3) 市民無料法律相談については、新市移行後速やかに西条市の例により調整する。 (4) 集会所建設（維持管理）については、現行制度を基本として、新市移行後速やかに新たな制度を創設する。
2 2	新市建設計画	H14 . 10 . 7		